

倫理規則

（目的）

第1条倫理規則（以下「本規則」という。）は、一般社団法人世界華人国際友好協会を構成する会員、役員及び事務局職員（以下総称して「本会」という。）が、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うために必要な項目について定めることを目的とする。

（社会的責任）

第2条本会は、その事業活動を通じて社会に貢献することに努めなければならない。

（社会的信用の維持）

第3条本会は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（法令等の遵守）

第4条本会は、関連法令及び本会の定款、本規則及びその他の規則を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（反社会的勢力との関係遮断）

第5条本会は、消費者及びクレジット取引に携わる関係事業者に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を絶たなければならない。

（利益相反の防止及び開示）

第6条本会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の利益と信頼の向上に努めなければならない。

（補則）

第7条本会は、本規則に定めるもののほか、倫理に関して必要な事項は、会長が別に定める。

（改廃）

第8条本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 本規則は、平成25年9月1日から施行する。
2. 本規則は、平成25年11月10日から改正施行する。